

### 問題 1

#### 【出題意図】

政教分離原則に関するストレートな出題である。結論の是非は問わないが、最高裁多数意見が、目的効果基準を緩く用いて合憲判決を下したことをどう考えるかの分析は必要である。この分野での事例問題に対応する際に必須の判決であり、既修者コースの入学者であれば十分な理解が必要である。基本問題であり、加えて、同事件二審判決の是非や、愛媛玉串料事件、空知太事件への適用可能性に言及した答案を評価したい。

### 問題 2

#### 【出題意図】

皇居前広場使用許可事件（最大判昭和 28 年 12 月 23 日民集 7 卷 13 号 1561 頁）や上尾市福祉会館事件（最判平成 8 年 3 月 15 日民集 50 卷 3 号 549 頁）を素材に、精神的自由の優越的地位、ムートネスの法理について展開することを求めるものである。設問は、法曹志望者に対し、ある主張の根拠となる学説等を選択的に主張することを要求するものである。特に、繰り返されるが審理を免れるケースであるとの主張のほか、自らが危険な事案と妨害活動が予想される事案を区別するような主張をすることを望むものである。

### 問題 3

#### 【出題意図】

行政手続法の処分基準について、基本的な理解を問うものである。解答の手がかりは法律の条文に示されており、日頃から法律の条文に親しんでいれば、解答は容易であると思われる。